

## 目標量・義務量についての整理

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 飯田哲也

(総論 - 認識と方向 - ) 固定枠制度 (RPS 制度) は、英国 RO に見られる通り、高めの義務量を設けることで、価格を高め、事業リスクを低減させること、および市場の流動性を持たせることが望ましい。すでに大量のバンキングが生じていることなどからして、現時点での 2010 年の目標量と各年の義務量は、制度設計の原理上も低いと言える。従って、固定枠的な仕組みを続ける以上は、2011 年以降も、自然エネルギーの大幅拡大に資する高い目標量・義務量を設定すべきである。

(2010 年度の目標量・義務量) 2010 年度の目標量・義務量は大幅に引き上げる。

(経過措置) 現行の 2009 年度までの経過措置 (経過調整率) は即座に廃止する。

(ポロウイング・バンキング) 現行の新エネ RPS 制度は、電気事業者に過剰な柔軟性を持たせている。すなわち、本来の自然エネルギー事業者からの調達に加えて、自社の発電、電力会社間の融通、ポロウイング、バンキング、義務量の免除規定、ペナルティなどであり、これが市場の流動性を失わせている。この中でも、ポロウイングと義務量の免除規定は、ペナルティを持つ RPS 制度設計上の原理から無用なものであり、即座に廃止すべきである。なお、バンキングも市場の流動性にとってマイナス要因ではあるものの、「2010 年度の目標量・義務量引き上げ」「2009 年度までの経過措置 (経過調整率) 廃止」を見直すことで緩和できると考える。

(2014 年度の目標量) 現行法の規定通り 2014 年度の目標量を設定する場合は、例えば 2007～2010 年度における伸び率 (趨勢) で延長すると下記の図のようになり、この 2020 年までの経路で行けば、2014 年度は約 250 億 kWh になるので、一例としてこの程度の数字が考えられる。

(長期目標) 事業リスク低減のため、目標期間は長期化すべきである。例えば、現行の「4 年ごとに 8 年後の目標」に代えて「3～5 年ごとに 15 年後もしくは 20 年後の目標値」とするなどが考えられる。

(電源別の目標量) 電源別目標量の設定は一つの方法としては考えられるが、電源別価格 (もしくはクレジット価値の調整) など価格側の仕組みで対応する方が、拡大に効果のある固定価格 (ランニング補助) 的な仕組みとなり、望ましいと考える。

(対象エネルギー見直し)

- ・基本的に、国際的に共通の「持続可能な自然エネルギー」(new renewables) の定義と調和させるべき。
- ・具体的には、地熱はすべてを対象とする。小水力は世界的な基準である設備容量 10,000kW などを参考に規模要件を引き上げる。廃棄物は対象から除外する。
- ・対象範囲の変更に合わせて目標量を変更する必要がある。

以上

図 利用目標 (基準利用量) のイメージ  
【2007～2010年の趨勢を延長したケース】

